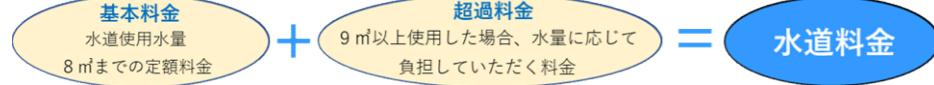


水道事業においては、**令和8年4月1日に、沖縄県水道料金の改定**が行われることになりました。本市水道事業は、県企業局から浄水を購入し、水道利用者の皆さんに水道水を供給しています。県と同じタイミングで本市も改定を行わなければ、経営状況が急激に悪化する予測となっています。また、本市におきましても老朽施設の更新や維持管理業務に要する費用を適切に確保する必要性があります。

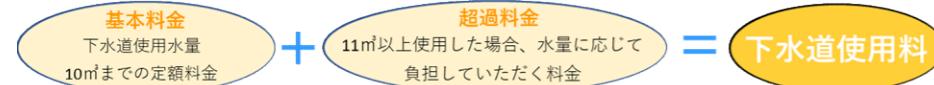
下水道事業においては、必要な経費の約3割を一般会計からの補てん収入でまかなっており、費用負担の公平性に問題があり、段階的に適切な使用料水準とすることが求められています。そのため、上下水道事業の健全な経営を図り、上下水道サービスを安定的、継続的に提供するため、料金の改定が必要となります。ご理解とご協力をお願いいたします。

## 1. 上下水道料金改定の内容

水道料金（家庭用）は、基本料金（0～8m<sup>3</sup>）と、水量に応じた超過料金の合計です。



下水道使用料（家庭用）は、基本料金（0～10m<sup>3</sup>）と、水量に応じた超過料金の合計です。



### 【家庭用上下水道料金（1ヶ月あたり・税抜き）】

※料金の計算は、下記の表で算定された料金に消費税が加算されます。

#### ・水道料金（家庭用）

	基本料金	0～8m <sup>3</sup>	1,074円	→	1,235円
超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)	9～20m <sup>3</sup>	209円	→	240円	
	21～100m <sup>3</sup>	232円	→	267円	
	101～300m <sup>3</sup>	266円	→	306円	
	301m <sup>3</sup> ～	292円	→	336円	

#### ・下水道使用料（家庭用）

	基本料金	0～10m <sup>3</sup>	650円	→	752円
超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)	11～30m <sup>3</sup>	95円	→	110円	
	31～50m <sup>3</sup>	110円	→	127円	
	51～100m <sup>3</sup>	130円	→	150円	
	101～300m <sup>3</sup>	155円	→	179円	
	301m <sup>3</sup> ～	175円	→	203円	

## 2. 上下水道料金の比較（税込）

※モデルケースです。実際の使用水量により増減します。

#### 【3人世帯の例】



### 【世帯人数別の月額および年間上下水道料金の比較】

#### 【水道料金】

モデルケース	使用水量 (m <sup>3</sup> )	現行料金	改定後料金	月額増加額	年額増加額
家庭用 単身世帯	8	1,181円	1,358円	177円	2,124円
家庭用 2人世帯	15	2,790円	3,206円	416円	4,992円
家庭用 3人世帯	20	3,940円	4,526円	586円	7,032円
家庭用 4人世帯	23	4,705円	5,407円	702円	8,424円
家庭用 5人以上の世帯	28	5,981円	6,876円	895円	10,740円

#### 【下水道使用料】

モデルケース	使用水量 (m <sup>3</sup> )	現行使用料	改定後使用料	月額増加額	年額増加額
家庭用 単身世帯	8	715円	827円	112円	1,344円
家庭用 2人世帯	15	1,237円	1,432円	195円	2,340円
家庭用 3人世帯	20	1,760円	2,037円	277円	3,324円
家庭用 4人世帯	23	2,073円	2,400円	327円	3,924円
家庭用 5人以上の世帯	28	2,596円	3,005円	409円	4,908円

#### 【上下水道料金 合計】

モデルケース	使用水量 (m <sup>3</sup> )	現行料金	改定後料金	月額増加額	年額増加額
家庭用 単身世帯	8	1,896円	2,185円	289円	3,468円
家庭用 2人世帯	15	4,027円	4,638円	611円	7,332円
家庭用 3人世帯	20	5,700円	6,563円	863円	10,356円
家庭用 4人世帯	23	6,778円	7,807円	1,029円	12,348円
家庭用 5人以上の世帯	28	8,577円	9,881円	1,304円	15,648円

## 3. 改定した料金での請求について

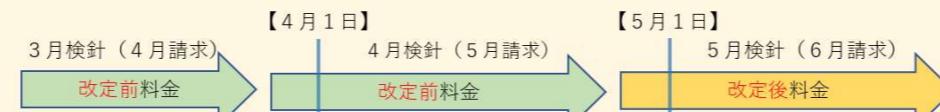
### ・令和8年3月31日以前から継続して使用している方

→ 令和8年 **5月検針分（6月請求）** の計算から

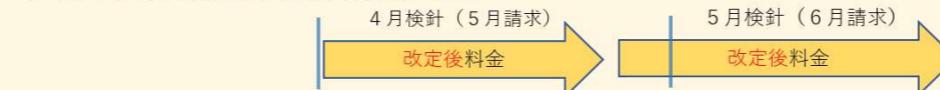
### ・令和8年4月1日以降に使用を開始した方

→ 使用開始後最初の検針分（請求）の計算から

#### ○ 令和8年3月31日以前から継続して使用している場合



#### ○ 令和8年4月1日以降から使用を開始した場合



## 4. 改定の必要性について

**【水道事業】** 本市では、自己水源を保有しておらず、県企業局から浄水を購入していますが、県水道料金の改定が令和8年4月1日から決定しており、同じタイミングで改定を行わなければ、経営状況が急激に悪化する予測となっています。また、本市におきましても老朽施設の更新や維持管理業務に要する費用を適切に確保する必要性があります。安心・安全な水道水の安定的な供給を図るため、料金改定が必要となっています。

**【下水道事業】** 下水道事業においては、必要な経費の約3割を一般会計からの補てん収入でまかなっており、費用負担の公平性に問題があります。健全な経営を図り、下水道サービスを安定的、継続的に提供するためには、課題を先送りせず、将来に過度な負担を残さないよう段階的に適切な使用料水準とすることが求められています。

## 5. 今後について

**【水道事業】** この度の料金改定については、沖縄県の水道料金の改定の影響と本市の老朽施設の更新や維持管理における適切な費用確保が要因となっており、県は今後も4年ごとに適正な料金水準を検討するものと伺っています（動力費（電気料金等）の上昇、老朽化施設の更新費用等、耐震化費用等の確保のため）。本市におきましても、老朽管路の更新費用や、災害に備えた耐震化費用の増加の見込みに、物価高騰の影響も重なり、県と同様に適正な料金水準を3～5年ごとに検討していかなければならぬのが現状です。

**【下水道事業】** 下水道事業におきましては、この度の使用料改定を行った場合におきましても、依然として2割程度の財源不足額を一般会計からの補てん収入でまかなう試算となっております。急激な市民負担を考慮し、段階的な改定としておりますが、費用負担のあり方や将来に過度な負担を残さないよう3～5年に一度、適切な使用料水準を検討し続けなければならないのが現状です。

## 5. Q & A

### Q1 うるま市は土地の面積が広く、コストがかかると聞きましたが？

**【水道事業】** 本市水道事業の給水面積は県内本島9市中1番目に広く、管路総延長も2番目に長くなっています。広範囲の給水区域に安定的に配水するために、多くの水道施設を保有しており、給水に係る費用である**給水原価**は、県内本島9市中、最も高い水準となっています。

**【下水道事業】** 本市下水道事業の処理区域面積は県内本島9市中3番目に広く、汚水管渠延長は県内本島9市中3番目に長く、ポンプ場の数は県内9市中1番目に多くなっています。処理区域面積が広く、起伏の激しい地形のため、多くの施設を保有していますが、区域内人口は少なく、**処理区域内人口密度**は県内本島9市中1番目に低く、一人当たりにかかるコストが高い状況です。

上下水道事業ともに、**地理的な要因**によって、コストがかかる状況です。

### Q2 コストカットなどの経営努力（経営健全化・効率化）はどのように行われてきたのですか？

#### 【水道事業】

主な取り組みは次のとおりです。

- ・定員適正化に伴う人件費削減
- ・委託業務の見直し
- ・納付・収納方法の効率化
- ・公的資金繰上償還制度の活用による利子負担軽減
- ・漏水防止対策の強化
- ・事務事業の民間委託
- ・その他（システム共同化、組織改編、施設更新計画の策定など）

#### 【下水道事業】

主な取り組みは次のとおりです。

- ・定員適正化に伴う人件費削減
- ・接続補助金を活用した下水道接続促進
- ・公的資金繰上償還制度の活用による利子負担軽減
- ・ストックマネジメント計画に基づく事業費の平準化
- ・その他（システム共同化、組織改編など）

### Q3 水道管の漏水事故や下水管の陥没事故などを危惧しています。今回の改定で適切な施設整備を行っていけるのですか？

**【水道事業】** 料金改定の算定においては、3～5年間に必要な適切な事業費を計上したうえで、料金を算定する考えとなっております。そのため、今回の改定においては5年間の適切な事業費を見込んだ改定率としております。しかしながら、3～5年に一度は今後の事業費の見込みなどを再度精査し、改定の必要性を検討していかなければならぬ状況となっています。

**【下水道事業】** 使用料改定の算定においては、3～5年間に必要な適切な事業費を計上したうえで、料金を算定する考えとなっております。下水道事業においては、老朽施設もまだ少ない状況であり、老朽管路の調査を行ったうえで適切に整備を行っておりますが、不足する財源を一般会計からの補てん収入でまかなっております。そのため、適切な施設整備を続けていくためにも、中長期的な視点で段階的な使用料改定の検討（3～5年に一度）が必要とされています。